

当院は下記の施設基準の承認を受けている保険医療機関です。

- 2階 急性期一般病棟入院基本料6 令和元年12月1日承認  
平均して入院患者様10人に対し看護職員が1人以上及び入院患者様50人に対し看護補助者1人以上が実際に勤務しています。
  
- 3階 療養病棟入院基本料1 令和2年1月1日承認  
地域包括ケア入院医療管理料1 令和元年11月1日承認  
平均して入院患者様13人に対し看護職員が1人以上及び入院患者様13人に対し看護補助者1人以上が勤務しています。
  
- 入院時食事療養料 平成18年4月1日承認  
入院食事療養費（1）に関する特別管理の届出を行い、管理栄養士により管理された食事を、適時（夕食は6時以降）、適温で配膳しています。
  
- 薬剤管理指導料 平成18年3月27日承認  
入院患者様に対し、薬剤師が適切な服薬指導を行っています。
  
- リハビリテーション料  
1階のリハビリテーション室に専用の器械器具を備え、疾病別に理学療法士が身体機能訓練を行っています。
  - ・運動器リハビリテーション料（Ⅱ） 平成18年4月1日承認
  - ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） 令和5年5月1日承認
  - ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）平成20年4月1日承認

## お知らせ

令和 6年 6月 1日から、長期入院に係る自己負担額が変更になりました。

### 1. 対象になる方

一般病棟の入院期間が180日を超える方。

ただし、厚生労働大臣が定める、次の状態の方は対象とはなりません。

- ① 難病患者等、入院診療加算に該当される方
- ② 悪性新生物に対する腫瘍用薬（重篤な副作用を有するものに限る）の投与を受けている方
- ③ 人工呼吸器を使用している方
- ④ その他

### 2. 医療保険の一部負担とは別に自己負担していただく金額は、入院基本料の15%+消費税です。

入院基本料の区分	自己負担額
一般病棟に入院の方	1日当たり <b>2,317 円</b>
特別入院基本料に該当する方	1日当たり <b>673 円</b>

### 3. 入院前歴の申告

同一疾病により、当院及び他の医療機関に入院した日数の合計が180日を超えた場合、自己負担の対象となりますので入院するときは、入院前歴の有無を窓口で申告してください。

入院期間について、虚偽の申告をした場合、発生した損害額は、後日費用徴収が行われますので、ご留意下さるようお願いいたします。

※その他、ご不明な点は窓口でお問い合わせ下さい。

病院長